

予約採用型「早稲田の栄光奨学金」募集要項

対象： 海外留学春募集(2025年5月締切分)に応募予定の方

この奨学金は、経済的な理由で海外留学が困難である学生を対象に、**留学の出願前に選考から結果発表まで行う給付型の学内奨学金です。**

奨学金を見込んだ留学費用の資金計画を可能にすることによって、より多くの学生に留学を実現してもらうことを目的としています。

なお、**本奨学金は、他の「留学のための奨学金」との併給不可の奨学金です。**

※選考合格後に、学外奨学金への応募は妨げませんが、予約採用型・学外奨学金の両方に合格した場合は、いずれかを選択いただきます。また、渡航の2～3か月程度前に募集を行う、学内・JASSO一括応募への応募はできません。

1. 応募要件

以下の要件を**全て**満たすこと

- ① 日本国籍を有する者または永住権（特別永住含む）を有する者
- ② 海外留学春募集（2025年5月締切分）で留学センターが募集する、大学間協定による Double Degree Programs (DD), Exchange Programs (EX), Customized Study Programs (CS) で半期以上留学する者
※箇所間協定による留学プログラムは対象外です。
- ③ 2024年度（令和6年度：2023年の収入に対する証明）の所得証明書記載の収入・所得金額の**父母(保護者)の合算額**が以下の者

給与・年金収入金額（課税前）	その他、事業所得金額
800万円未満（不動産収入等含む）	350万円未満

※複数収入・所得がある場合、合算して総合的に判断します。

- ④ 学業成績が優秀な者

2. 支給額

半期留学	1年以上の留学（DD含む）
50万円	110万円

※留学プログラム開始後、学生本人名義口座に一括支給します。

※本奨学金申請時に半期留学を希望していた場合、もし1年以上の留学プログラムに参加するとなっても支給額は半期分となります。一方、奨学金申請時に1年以上の留学プログラムを希望していて、半期留学に参加するとなった場合には、支給額は半期分となります。

3. 採用者数

若干名

4. 出願書類

- ①留学志望書：書式自由。2,000 字程度。

留学を希望する動機、留学先での学習プランと留学後の将来像等について記載すること。また、必要に応じて奨学金を必要とする家計状況を含めること。

- ②GPA 確認書類：MyWaseda の「[成績照会](#)」から「[単位修得状況照会画面](#)」を PDF で保存したもの。2024年度秋学期成績が記載してあるもの。

- ③課税・非課税証明書：2024年度（令和6年度：2023年の収入に対する証明）課税・非課税証明の父母（保護者）両方分（単身世帯は一方のみ）を提出。ご家庭状況、海外在住等により提出書類が異なるため、必ず、本紙のあとに続く、**別紙（P4）**を確認のこと。（※対象年度誤り、証明書種別誤りが多く発生しています。注意してください。）

- ④語学証明書：現時点で取得している語学証明書がある場合は、その証明書。原則最も PR をしたいものを1通提出。※複数言語の証明書を提出したい場合は、各言語1通のみとする。

5. 出願方法および出願期間

出願方法は「MyWASEDA 申請フォーム」です。申請フォームを通じて、必要事項の記入および①～④の書類の電子データを提出ください。出願書類締切期限後の申請はいかなる理由でも認められません。申請手続きについて不明な点がある方、ご相談のある方は、**締切前**に必ず、out-scholarship@list.waseda.jpまで、問い合わせてください。締切後の応募に関するご相談は一切受け付けておりません。

○ MyWASEDA 申請フォーム

《申請フォーム》

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=618311074>

※リンクが開かない場合は URL を直接検索ボックスに貼り付けてください。

○ 出願期間

2025年2月26日（水）～ 2025年3月21日（金）AM10:00

6. 選考結果通知

提出された書類および学業成績を総合的に判断し、申請者全員の Waseda メール宛てに結果を通知しますので、よくご確認ください。書類選考通過者については面接選考を行います。

なお面接は対面式（22 号館 4 階）またはオンラインで実施します。対象者になったにも関わらず、面接をお受けいただけない場合は辞退とみなしますのでご注意ください。

最終結果通知：2025年4月中旬（※留学センター25 春募集開始前まで）

7. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用され奨学金を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①学内選考で留学センター海外留学プログラム（DD、EX、CS）の留学候補者として決定されること
- ②留学先大学から受入許可書が発行され、留学を開始すること
 ※本奨学金出願時に志望していた大学と、実際の留学先大学および留学プログラムが異なっても奨学生として採用します。
 ※奨学金支給後であっても、途中帰国した場合、返金を求める可能性があります。
 ※辞退者が出た場合、補欠候補者を選出する場合があります。
 ただし、結果通知の際に補欠対象者であることは通知しません。

8. 受給者の義務

受給者は全員、半期プログラムの場合は留学開始 2 ヶ月後、1 年以上プログラムの場合は半期終了後に、途中経過報告書を提出してください。また帰国後には、修了報告書を提出してください。

帰国後、留学センター主催の留学イベントでの発表や広報媒体への寄稿に協力していただきます。上記の義務を果たさない場合(途中帰国等を含む)、返納を求める場合があります。

9. 銀行口座登録

口座登録をしていない方は MyWaseda から本人名義の日本の銀行口座を登録してください。奨学金受給者として選ばれた場合には、こちらの口座に奨学金を振込みます。口座番号等に誤りのないようよく確認して入力してください。

◆登録方法：

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/applying-loans/application/info-kouza/>

◆応募する上での注意点

- ① 留学費用は留学プログラムによって異なりますが、本奨学金だけで留学費用の全てを賄えるとはかぎりません。必ず各自で希望する留学先全ての費用を調べ、留学費用の見通しを立てたうえで留学に出願してください。学内選考を経て、留学候補者となった後に辞退することはいかなる理由においても認められません。留学費用は留学センターHP 内のプログラムリスト（ <https://www.waseda.jp/inst/cie/from-waseda/abroad/programlist/list> ）から検索できます。
- ② この奨学金は留学のための学内奨学金（日本学生支援機構（JASSO）含む）は併願・併給できません。学外の奨学金と併願は認めますが、最終的にいずれかを選択いただきます。
- ③ ご提出いただいた書類は事由の如何にかかわらず返却しませんのでご了承ください。

◆お問い合わせ先：早稲田大学留学センター

電話:03-3203-6427/E-mail: out-scholarship@list.waseda.jp

対応時間：【窓口】平日 10 時～16 時（授業を行わない祝日は閉室）、【電話】9 時～17 時

【別紙】収入・所得書類について

(1) 父母(保護者)の両方または一方が生計維持者の場合と、(2) 生計維持者が本人(独立生計者)の場合ではそれぞれ提出するものが異なります。以下をご確認ください。

(1) 父母(保護者)の両方または、単身世帯により一方が生計維持者の場合

以下の4パターンを参照のうえ、父母(保護者)両方(単親世帯は一方のみ)の証明書等を提出してください。**なお、両親が健在の場合は、いずれかに収入がない場合も両方の証明書の提出が必要です。離婚、疎遠等により提出できない場合は、事前に out-scholarship@list.waseda.jp までご相談ください。**

パターン	状況	提出書類
1	2023年中(2023.1.1-12.31)、日本に居住していた方	2024年度(令和6年度:2023年収入分)課税・非課税証明書※注1、注3、注4
2	2023年中(2023.1.1-12.31)、海外に居住し、勤務されていた方	「所得証明書に代わる給与証明書(2023年分)の所定様式: https://waseda.box.com/s/i87b6z8l349rdtseipk6tbl2241vhg88 ※注2
3	2023年中(2023.1.1-12.31)配偶者の海外赴任の同伴等で海外に居住されていた方	保険証(写し)等、被扶養者であったことがわかる書類
4	現在、2023年に比べて年収が大きく減少している方 ※定年退職、定年後再雇用等の場合は除く 《「家計急変」と認定した場合には、現在の収入を加味して審査させていただきます。》	・パターン1または2の書類 ・事情書(書式自由) ・家計急変後の収入状況が客観的にわかる資料(写し)(例:定年以外の退職の場合には退職日がわかる書類、2024年の給与証明等)
5	父子家庭・母子家庭の方	・パターン1または2の書類に加え、父子家庭・母子家庭とわかる書類(戸籍謄本等)

※注1: 父母(保護者)両方の2023年中の年金を含む総収入、総所得の種類(内訳)と金額が明記されている課税・非課税証明書(市区町村役場発行)を提出してください。保護者のいずれかが未就業の場合でも両方の証明書が必要です。

・「課税証明書」の名称は自治体で異なる場合があります(例:市民税・県民税課税証明など)。役所の方には大学の奨学金に申請するため、収入・所得の種類と金額が記載されている公的証明書が必要である旨をお伝えください。

・アスタリスク表示の証明書は無効です。必ず金額が記載された証明書をご提出ください。

所得がない場合は無収入であることの申告をしていただくことにより、所得金額が0円と記載された非課税証明書が交付されます。お住まいの地域の市民税課で申告手続き方法を確認してください。

・課税非課税証明書にマイナンバーが記載されている場合は黒く塗りつぶすなどして必ず消してください。

※注 2：所定様式の項目を満たしていれば勤務先の様式でも受け付けます。必ず所定様式と同内容を勤務先にて記入していただくようご依頼下さい。また、日本語または英語以外で記入されている場合は、日本語訳または英訳を添付してください。

※注 3：必ず扶養人数が記載された証明書をご提出ください。申請用紙に記載する世帯人数と証明書に記載の世帯人数が異なっている場合は内訳を証明書にメモ書きしてください。

※注 4：父子家庭・母子家庭の方はご自身を扶養している方の証明書をご提出ください。

【サンプル】

令和2年度 市民税・県民税課税証明書

納税義務者	住所	氏名
●●市●●●●1丁目1番1号	早稲田 省吾	

平成30年分 合計所得金額	市民税 所得割額	市民税 均等割額	県民税 所得割額	県民税 均等割額	年税額
¥8,768,000	¥380,700	¥3,000	¥118,300	¥1,000	¥503,000

所得の内訳	金額	所得控除金額	課税標準額	扶養本人該当
給与所得	¥4,212,000			
(給与収入)	¥5,942,300	¥738,000	¥639,000	
不動産所得	¥4,556,000	¥700,000		
※以下余白※		¥100,000		
		¥330,000		
		¥900,000		
		¥330,000		
		¥738,000		

令和2年 2月

●●市長 大 限 ●●

要注意!

- ・収入・所得の内訳と金額が記載されていることを確認してください。
- ・無収入の場合も所得「0」と明記されていることが必要です。

要注意!

- ・配偶者控除や扶養控除が記載されていることを確認してください。

要注意!

- ・配偶者や扶養者の人数が記載されていることを確認してください。

【悪い例 ～以下のような書類は再提出が必要となります～】

令和2年度 市民税・県民税課税証明書

納税義務者 住所 氏名 早稲田 省吾

平成30年分 合計所得金額 市民税 所得割額 市民税 均等割額 県民税 所得割額 県民税 均等割額 年税額

所得の内訳 金額 所得控除金額 課税標準額 扶養本人該当

給与所得 *****

(給与収入) *****

※以下余白※

不動産所得 *****

※以下余白※

所得控除金額 *****

課税標準額 *****

扶養本人該当 *****

令和2年 2月 8日

●●市長 大 限 ●●

要注意!

- ・収入・所得金額が「*****」等で目隠しされているものは不可。

上記のとおり間違いないことを証明します。

令和2年 2月 8日

●●市長 大 限 ●●

市民税非課税証明書

住所 氏名 早稲田 省吾

上記の者は、地方税法第295条の規定により令和元年度は非課税であることを証明します。

令和2年 2月 8日

●●市長 大 限 ●●

課税・非課税のみの証明となっているものは不可。

(2) 生計維持者が本人(独立生計者)の場合

下記の対象に該当する学生は、本人の希望に基づき「独立生計」を認定することがあります。認定を希望される場合は留学センターまでご連絡ください。

次の①②のいずれかに該当する方が「独立生計」の対象になります。

①「家計支持者」

学生本人（および配偶者）の収入（※）によって家族を扶養し、本人および家族の生活費（学費を含む）すべてを継続的に賄っている。

②「独立生計者」

学生本人に収入（※）があり、父母等の扶養にならず独立した生計を営み、本人の生活費（学費を含む）すべてを継続的に賄っている。

※収入金額の目安：人事院の調査によると、一般的に必要とされる一人当たりの生活費（標準生計費）は年間 150 万円～300 万円の範囲となります。

注意：上記に該当しても、現在継続的な収入がない場合（預貯金での生計も含む）は「独立生計」として認定できません。

認定には、父母(保護者)の課税非課税証明書に加えて以下の書類提出が必要となります。

1. 学生本人（および配偶者）の課税・非課税証明書（
2. 「独立生計」申請書
(<https://waseda.box.com/s/d9x7z910ddr48cnng86zrr40wy6fbdwl>)
3. 学生本人の健康保険証のコピー